

柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅・建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命・財産を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する区域における住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害防止対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内で市が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ね備えるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 建築物 前号に掲げる住宅以外の建築物で居室を有するものをいう。
- (3) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、住宅等が安全な構造となるよう行う外壁又は塀の改修又は設置等をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者をいう。

(補助の対象住宅等)

第3条 この要綱において、補助の交付対象となる住宅等は、市内に存する住宅等で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が、土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定について既存不適格であること。

(補助の対象となる事業及び補助金の額)

第4条 この要綱において、補助の対象となる事業（市長が別に定める日までに完成するものに限る。以下「補助対象事業」という。）は、前条に該当する住宅等で、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 建築士が構造計算を行った土砂災害対策改修であること。
- (2) 土砂災害対策改修の結果、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること。

2 補助金の額は、別表第1に定める基準によるものとする。

(補助対象者の要件)

第5条 補助の交付を受けようとする者は、補助対象事業を行う住宅等の所有者とする。ただ

し、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付申請をすることができない。

(1) 補助対象事業を行う住宅等の所有者が、市税を滞納している場合

(2) 補助対象事業を行う住宅等の所有者が、柳井市暴力団排除条例（平成23年柳井市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合

(3) 対象となる事業が、山口県又は市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給等を受けている場合

（補助金交付の申請等）

第6条 第3条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、補助対象事業に着手する前に、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、審査の上、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業の着手）

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 第7条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業内容等の変更の通知）

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、事業の内容を変更する必要があると認めるときは、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付変更決定通知書（別記第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

（事業の中止）

第11条 補助対象事業者が、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業中止届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の完了報告及び補助金額の確定）

第12条 補助対象事業者は、事業完了後は速やかに、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業完了報告書（別記第6号様式）に別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による書類を受領したときは、現地調査等により事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、当該補助対象事業が適正に施工されたものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金額決定通知書（別記第7号様式）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請者からの請求書受理後30日以内に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、柳井市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金返還命令書（別記第10号様式）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（報告及び指導）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求め、又は事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限り、その効力を失う。

3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助金の対象額

事業区分	補助事業の内容	補助金
住宅等の土砂災害対策改修に関する事業	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅等であって、土砂災害に対する構造体力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用（消費税及び地方消費税を除く。）を支援する事業	補助金の対象経費は、土砂災害対策改修に係る工事費（3,300千円を限度とする。）とし、補助額は、予算の範囲内において補助金の対象経費に23%を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、759千円を限度とする。）とする。

別表第2（第6条関係）

交付申請書に添付する書類

配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法第80条の3への適合検討書及び工事費見積書（土砂災害対策改修に係る工事費がわかる内訳書を添付）
市税の滞納がないことを証明する書類
土地建物登記簿・名寄帳など土地建物の所有者及び建築時期が分かる書類（所有者が死亡等の場合は、その関係が分かる書類も添付）
2方向以上の現況写真
建築確認済証の写し（建築確認申請書が必要な場合に限る）
当該土砂災害対策改修に係る構造計算を行った建築士以外の者が、証した書類
その他市長が必要と認める書類

別表第3（第12条関係）

事業の完了報告に添付する書類

2方向以上の完成写真
工事管理写真（各工程）
建築確認検査済証の写し（建築確認申請書が必要な場合に限る）
契約書の写し
補助事業の実施に要した費用に係る請求書の写し（土砂災害対策改修に係る工事費がわかる内訳書を添付）
その他市長が必要と認める書類